

令和6年4月1日

三豊市地震体験車利用についての取決め

（趣 旨）

第1条 この取決めは、地震防災対策の学習や訓練の一環として、広く市民が地震の揺れを擬似体験することを目的として、香川県（以下「県」という。）の所有する地震体験車を一般利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（利用申込）

第2条 地震体験車を利用しようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）は、危機管理課長に、原則として利用希望日の2カ月前までに、「地震体験車利用申込書」（様式第1号）に必要書類を添えて提出しなければならない。

2 申込みの要件は、市の共催・後援、または、事前に市へ「訓練計画書」（任意様式）を届け出て、承認を受けた地震に関する防災知識を普及するための訓練やイベント（例：校区自主防災組織・教育機関などが主催する防災訓練）とし、規模は小学生以上が100名以上の参加が見込まれる防災訓練を基準とする。

3 危機管理課長は、申込みがあったときは、その内容を確認し、貸出しの可否を申込者に通知するものとする。

（地震体験車の利用等）

第3条 地震体験車起震装置の操作は、県の地震体験車操作員として登録のある三観広域行政組合北消防署の職員（以下「操作員」という。）が行うものとし、地震体験車に搭載する器材の設置、使用及び片付けの際は、地震体験車を利用する者（以下「利用者」という。）が、協力するものとする。

2 利用者は、事故防止のため小学生以上とする。また、利用にあたっては、別に定める注意事項を遵守しなければならない。

3 地震体験車の利用に係る費用（燃料代）は、市が負担する。

（連絡担当者及び昇降補助者）

第4条 申込者は、揺れ体験の実施内容の確認や変更、雨天による中止などの連絡を行うための連絡担当者と、体験車への昇降補助員を2名以上決定の上、第2条第1項の規定による申込みの際に危機管理課長に届け出るものとし、訓練当日は、当該昇降補助員を配置しなければならない。

2 操作員が一時的に地震体験車を離れる際は、昇降補助員が体験者に対して揺れ体験を休止する旨を周知し、体験者などが地震体験車に触れたり、乗り込むことがないように注意喚起するものとする。

（揺れ体験の事前確認）

第5条 連絡担当者と昇降補助員は、揺れ体験の実施前に、操作員と安全確認についての打ち合わせをしなければならない。

（揺れ体験の中止）

第6条 雨や雪、強風などの悪天候時には、体験者の安全確保や起震装置の故障防止のため、原則として揺れ体験を中止するものとする。

また、危機管理課または操作員が悪天候と判断する場合は、当日であっても危機管理課または操作員から連絡担当者に対して中止の連絡を行う。

2 その他、申込者側の都合により揺れ体験を中止する場合は、前日（前日が土日祝日の場合は、その直前の平日。）までに、危機管理課に連絡しなければならない。

（事故に対する賠償責任等）

第7条 地震体験車の利用中に生じた事故により発生した傷害に対する賠償責任は、全て申込者が負うものとする。

2 申込者は、地震体験車の利用中に生じた事故について、直ちに危機管理課に報告するとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（その他）

第8条 この取り決めに定めのない事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この取決めは、令和6年4月1日から施行する。